

2月24日 開会

2月24日 閉会

平成29年2月

富山県後期高齢者医療広域連合議会 全員協議会

# 会 議 録

富山県後期高齢者医療広域連合議会

平成 29 年 2 月 富山県後期高齢者医療広域連合議会全員協議会会議録

平成 29 年 2 月 24 日 (金曜日)

本日の協議事項

- 1 提出議案について
- 2 議案の取扱いについて
- 3 本会議の議事順序について

出席議員 (22 人)

1 番	伊 東 幸 一	2 番	村 田 芳 朗
3 番	堀 内 康 男	4 番	桜 井 森 夫
5 番	吉 田 修	7 番	竹 内 美津子
8 番	前 辻 秋 男	9 番	村 椿 晃
10 番	上 田 昌 孝	11 番	田 中 幹 夫
12 番	今 本 雅 祥	13 番	才 川 昌 一
14 番	夏 野 元 志	15 番	夏 野 修
16 番	古 越 邦 男	17 番	稲 垣 修
18 番	中 川 加津代	19 番	山 沼 茂 敏
21 番	中 川 行 孝	22 番	柞 山 数 男
23 番	山 下 勇	24 番	嶋 田 茂

欠席議員 (2 人)

6 番	笹 原 靖 直	20 番	笹 木 豊 一
-----	---------	------	---------

説明のため出席した者

広域連合長	高 橋 正 樹
副広域連合長	舟 橋 貴 之
会計管理者	西 川 良 久
事務局長	柴 田 和 宏
総務課長	山 元 幸 彦
事業課長	荒 谷 祥 樹
事業課給付係長	野 崎 幸 美
事業課資格管理係長	柴 田 美 紀
事業課賦課係長	田 知 花 伸 一

**職務のため出席した事務局職員**

総務課長補佐 田原 雅之  
総務課総務係長 吉田 健一  
総務課主事 園田 雅樹

**議事の経過**

—————◇ ◇ ◇—————  
開 会

午前10時00分 開会

○ **議長（堀内 康男君）**

只今から、富山県 後期高齢者医療 広域連合議会 全員協議会を開催いたします。  
本日の全員協議会の傍聴はこれを許可いたしております。

また、本日の会議には

笹原 靖直君

笹木 豊一君

から、欠席届が提出されていることを報告いたします。

次に、本広域連合議会議員に選出されました新議員の紹介を行います。

私の方からお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

富山市選出の吉田 修君。

射水市選出の竹内 美津子君。

南砺市選出の才川 昌一君。

高岡市選出の中川 加津代君。

以上であります。

はじめに、高橋広域連合長よりごあいさつがあります。

—————◇ ◇ ◇—————  
広域連合長あいさつ

○ **広域連合長（高橋 正樹君）**

ご苦勞様でございます。

本日は、議員各位には、ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、このたび新たに、本広域連合の議会議員に当選されました4名の議員の皆様には、心から敬意を表しますとともに、今後、本広域連合の運営につきまして、格段のご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、総務省統計局が昨年9月に公表した「統計からみた我が国の高齢者」により

ますと、65歳以上の人口が3,461万人、総人口に占める割合が27.3%と過去最高となり、国際的にみても主要国の中で最高となりました。

当広域連合におきましても、平成20年の制度発足当初、被保険者数は約14万5千人でありましたが、昨年11月には17万人を突破、8年間で約2万5千人以上増加しており、さらに今後、いわゆる団塊の世代が75歳に到達する平成37年には、20万人の大台を超えることが見込まれております。

このような状況の中、医療費の適正化は喫緊の課題のひとつであります。後発医薬品の利用促進、健康診査・歯科健康診査をはじめとする保健事業などを積極的に推進し、課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

今後も、高齢者の皆様が不安を抱くことなく、安心して医療を受けられるよう、構成15市町村としっかりと連携し、円滑な制度運営に全力で取り組んでまいっている所存ですので、議員の皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日ご協議をいただきます事項は、このあと開催の平成29年2月広域連合議会定例会にご提案いたします、平成29年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算など予算案件4件、富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案件1件、富山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求める件の人事案件1件、その他といたしまして、富山県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画策定の件が1件であります。

この後、議案等の詳細について、事務局長から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

よろしくお願いたします。

—————◇ ◇ ◇—————  
開 議

午後10時05分 開議

○ 議長（堀内 康男君）

それでは、これより協議に入ります。

提出議案の説明

○ 議長（堀内 康男君）

最初に、提出案件についてであります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局長（柴田 和宏君）

事務局長の柴田でございます。

2月定例会に提案します案件につきましては、総務課長から説明させていただきますが、その前に、本日、議員各位のお手元に配付しました資料の一部につきまして、説明させていただきます。

今2月定例会では、富山市選出の吉田議員から、何項目かの質疑・質問を行う旨の通告がございました。

このうち、議員報酬並びに議会出席時の費用弁償に関するものにつきましては、その性格上、事務局が主体性をもって考えるべき事項ではないかと判断し、吉田議員にもご了解をいただきましたので、この全員協議会の中での、議案説明後のお尋ねという形にさせていただきます。

従いまして、冒頭申し上げましたお手元資料のうち、ホッチキスで留めてございます「発言要旨」には、全員協議会用と本会議用の2種類がございますので、この点よろしくをお願いします。

では、山元総務課長より、議案等の説明をいたします。

○ 総務課長（山元 幸彦君）

総務課長の山元でございます。

2月定例会に提出します案件につきまして、議案書並びに別冊資料に基づき、順次、説明いたしますので、よろしくをお願いします。着席にて、進めさせていただきます。

それでは、議案書の1ページをお願いします。議案第1号「平成29年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,052万7千円とし、第2条では、一時借入金の借入最高額を前年度と同様に1千万円と定めるものであります。2ページをお願いします。只今の内訳を歳入歳出予算の款・項ごとに記載しておりますが、内容につきましては、別冊の資料により、主要項目のみ、説明いたします。資料の4ページをお願いします。歳出から説明いたします。2款)総務費 1項)総務管理費 1目)一般管理費で5ページの2段目になりますが、19節)負担金補助及び交付金で1億2,571万円を計上しております。これは、主に職員派遣15市町村への給与費負担分であります。2ペー

ジに戻っていただきまして、事項別明細書中ほどに記載しておりますように、歳出全体といたしましては、対前年度比較で211万5千円増額しております。

次に、歳入を説明いたします。3ページをお願いします。県内15市町村からの事務費負担金として、1款)分担金及び負担金 1項)負担金 1目)負担金に、前年度より211万5千円増の、1億4,052万4千円を計上しているほか、預金利子、雑入、繰越金で3千円を見込み、合計1億4,052万7千円としております。以上が、議案第1号の説明でございます。

続きまして、議案書3ページをお願いします。議案第2号「平成29年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」でございます。第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,549億1,075万7千円とし、第2条では、一時借入金の借入最高額を前年度と同様に100億円と定めるものであります。1枚めくっていただきまして、4ページ、5ページに、只今の内訳を歳入歳出予算の款・項ごとに記載しておりますが、内容につきましては、別冊の資料により、説明いたします。資料の16ページをお願いします。歳出から、説明いたします。1款)総務費 1項)総務管理費 1目)一般管理費 12節)役務費に1億4,398万6千円を計上しております。これは、各種通知書や、被保険者証等の送付に係る、通信運搬費等であります。その下ですが、13節)委託料に、3億3,398万円7千円を計上しております。これは、後期高齢者医療システム等管理運営業務委託料のほか、システム機器等保守業務料、人間ドック委託料、レセプト管理システム委託料等であります。続きまして、同じく16ページ下ですが、2款)保険給付費 1項)療養諸費 1目)療養給付費に1,510億7,580万5千円を計上しております。前年度予算に対しまして116億2,343万4千円の増額となりましたのは、被保険者数や、医療給付費の推計を行い、算出した結果であります。また、一番下ですが、2目)訪問看護 療養費5億2,443万5千円につきましては、今後も、在宅療養への傾向が高まるものと推計し、対前年度比1億4,770万8千円の増額となっております。17ページをお願いします。5目)審査支払手数料につきましては、審査支払機関に委託しております、レセプト請求の審査支払手数料であります。被保険者数の増加と、それに伴う、レセプト件数の増加を考慮し、対前年度比465万4千円増の3億3,737万8千円を計上したものです。下へ参りまして、2項)高額療養諸費 1目)高額療養費では、対前年度比8,926万4千円増の12億2,872万3千円を、また、3項)葬祭諸費 1目)葬祭費では、対前年度比792万円増の3億1,752万円を計上しております。次のページをお願いします。18ページ、一番下ですが、5款)保健事業費 1項)健康保持 増進事業費 1目)健康診査費で、対前年度比5,062万9千円減の、5億3,629万8千円を計上しております。減額とした理由は、健康診査の対象外となります、糖尿病や、高血圧症などの生活習慣病で治療中の方、あるいは、施設に入所・入居されている方の総数を、実態に即した形で、見込んだことによるものであります。引き続き、資料編の9ペー

に返っていただきまして、次に、財源となります、歳入について説明いたします。

1 款)市町村支出金 1 項)市町村負担金 2 目)保険料負担金につきましては、いわゆる被保険者の皆さんに、ご負担いただく保険料でございます。被保険者数の増加、及び軽減特例の見直しに伴い、対前年度より 4 億 976 万 3 千円 増の 101 億 7,643 万 1 千円 を計上しております。次に、その下 3 目)保険基盤安定制度負担金ですが、対前年度比 1 億 505 万 9 千円増の 27 億 4,695 万 2 千円を計上しております。これは、法令(高確法 99 条、政令第 10 条)に基づき行うもので、低所得者に対する 均等割額の 7 割、あるいは 5 割、2 割の軽減と、被用者保険の被扶養者であった方に対する、均等割額の 5 割軽減などがありますが、これらについて、負担金として市町村から納付されるものです。なお、市町村負担の 4 分の 3 相当が、県から市町村に対し、交付されております。続いて、4 目)療養給付費負担金は、被保険者の方が、医療機関にかかられた医療費に対する、一定のルールに基づいた市町村負担金で、医療給付費関係総額のおよそ 12 分の 1 になっているものであります。予算額 122 億 7,336 万円を計上しており、歳出での療養給付費の伸びに応じて、対前年度より 9 億 7,057 万 6 千円の増となっております。10 ページをお願いします。

2 款)国庫支出金 1 項)国庫負担金 1 目)療養給付費負担金、においては対前年度より、29 億 1,172 万 7 千円増の 368 億 2,007 万 8 千円、さらには、11 ページ中ほどになりますが、3 款)県支出金 1 項)県負担金 1 目)療養給付費負担金、におきましては、前年度より 9 億 7,057 万 6 千円増の 122 億 7,336 万円、1 枚めくっていただきまして、12 ページ中ほどになりますが、4 款)支払基金交付金 1 項)支払基金交付金 1 目)後期高齢者 交付金におきましては、前年度より 47 億 9,152 万 5 千円増の 623 億 3,441 万 8 千円 を計上しております。これらはいずれも、同様の理由によるものであります。10 ページに戻っていただきまして、2 款)国庫支出金 2 項)国庫補助金 2 目)総務費補助金につきましては、前年度より 2 億 5,874 万 6 千円減の 7 億 207 万 6 千円 を計上しております。これは、国の毎年度の予算編成における、保険料軽減特例措置に基づくものでございまして、具体的には、平成 29 年度は、低所得者の均等割額が、5 割軽減から 2 割軽減になること、さらには、被扶養者であった方の均等割額 9 割軽減が、7 割軽減となることなどから、相当の減額を見込んだものであります。13 ページをお願いします。

7 款)繰入金 1 項)基金 繰入金 1 目)後期高齢者医療事業財政調整基金繰入金 20 億 3,057 万 7 千円につきましては、医療給付費の伸びを見込み、財源不足分を財政調整基金から活用することとしまして、その結果、7 億 9,413 万 8 千円の増となっております。7 ページに戻っていただきまして、これらの結果、歳入総額といたしましては、事項別明細書の歳入合計に記載のとおり、前年度と比較し、118 億 6,466 万 2 千円増の 1,549 億 1,075 万 7 千円となったものであります。主要事業の予算額につきましては、21 ページから 24 ページにかけて資料 3 として、前年度当初予算と対比した形で記載してありますので、参照いただきたいと思います。ここでの

個別の説明は、省略させていただきたいと思えます。以上が、議案第2号の説明でございます。

続きまして、議案書の7ページをお願いします。議案第3号「富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございます。この内容につきましては、引き続き資料編により、説明いたします。25ページをお願いします。右上に資料4と明記されているページになります。1の趣旨に、記載してありますとおり、後期高齢者医療制度発足時から、以前の老人保健法からの激変緩和措置として、国の予算措置により、保険料の軽減特例措置が、行われてきたところであります。今般、この制度の持続性を高める観点から、平成29年度から段階的な見直しが行われることとなりました。政令の一部改正を受け、2の概要に記載してありますとおり、(1)保険料軽減特例の見直しでは、①ですが、低所得者の所得割においては、平成29年度は2割軽減となり、30年度からは、軽減措置が廃止されます。②では、被用者保険の元被扶養者であった方の均等割について、記載のとおり、平成29年度は7割軽減に、平成30年度は5割に、そして31年度からは、資格取得後2年を経過する月までは、5割の軽減という本則に基づく措置はありますが、基本的には、特例軽減の廃止ということになります。また、(2)では、低所得世帯の被保険者に係る保険料の減額基準の見直しということで、①・②に記載のとおりでございます。これらについて、政令改正に合わせ、私どもの条例も必要な改正を行うものであります。施行日は、平成29年4月1日としております。以上が、議案第3号の説明でございます。

続きまして、議案書11ページをお願いします。議案第4号「富山県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画策定の件」でございます。資料編の39ページから、49ページにかけて資料5として、第3次広域計画の素案をつけております。41ページをお願いします。平成24年度に策定しました、第2次広域計画が、平成28年度までの計画であることから、平成29年度以降の第3次計画を策定しようとするものであります。この計画は、広域連合規約に基づき、当広域連合と関係市町村との役割分担と、相互連携のもと制度の円滑な運営と主な事務処理について、総合的かつ計画的に行うことを定めており、また、第2次広域計画期間の状況と制度の課題を踏まえて、今回見直したものであります。なお、計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、必要に応じ、随時改定を行うこととするものであります。以上が、議案第4号の説明でございます。

続きまして、議案書13ページをお願いします。議案第5号「平成28年度富山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」でございます。歳入歳出予算の補正の額は、記載のとおり、歳入歳出それぞれ104万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,103万4千円とするものです。なお、次の14ページに補正額を款・項ごとに記載しておりますが、内容につきましては、資料により説

明いたします。資料 54 ページをお願いします。歳出について、説明します。2 款) 総務費 1 項) 総務 管理費 1 目) 一般管理費ですが、今年度の各市町村からの、派遣職員 18 名分の人件費について、実績に合わせて 104 万 2 千円を減額するものであります。これと同額を 53 ページに記載しておりますが、歳入の 1 款) 分担金及び負担金 1 項) 負担金 1 目) 負担金で、減額するものであります。以上が、議案第 5 号の説明でございます。

続きまして、議案書 15 ページをお願いします。議案第 6 号「平成 28 年度富山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)」でございます。第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 37 億 8,859 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,490 億 9,451 万 4 千円とするものであります。第 2 条では、債務負担行為を設定しております。これは、18 ページの第 2 表に記載の各種業務委託について、その性格上、平成 29 年 4 月 1 日から、ただちに実施するため、今年度内に、その業者と契約する必要があることから、設定するものであります。また、16 ページから 18 ページにかけて、補正額を款・項ごとに記載しておりますが、内容につきましては、別冊の資料により、先に歳出から説明いたします。資料 61 ページをお願いします。平成 28 年度所要額見込みによる補正としまして、主なもののみ申し上げます。中ほどでございますが、2 款) 保険給付費 1 項) 療養諸費 1 目) 療養給付費で 36 億 2,662 万 8 千円の増額、同じく 2 目) 訪問看護療養費では、6,309 万 7 千円の増額、さらに、その下の 2 款) 保険給付費 2 項) 高額療養諸費 1 目) 高額療養費では、3,120 万円の増額をしております。次のページの中ほど三段目、5 款) 保健事業費 1 項) 健康保持増進事業費 1 目) 健康診査費では、2,610 万 1 千円を減額しております。63 ページをお願いします。諸支出金 1 項) 償還金及び還付加算金 2 目) 償還金ですが、償還金の確定などにより、8,357 万 5 千円を増額するものであります。戻っていただきまして、57 ページをお願いします。これらの財源となる歳入について説明いたします。1 款) 市町村支出金 1 項) 市町村負担金 2 目) 保険料負担金 2 節) 過年度分は、平成 28 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までに、市町村に納入された平成 27 年度精算分でありまして、4,237 万 4 千円の増額、3 節) 滞納繰越分は、市町村の納入見込額により、3,699 万 9 千円の増額とするものです。また、3 目) 保険基盤安定制度負担金は、負担額の確定により、1 億 2,369 万 1 千円の減額、4 目) 療養給付費負担金 2 節) 過年度分は、所要額見込みにより 2 億 111 万 9 千円を増額し、その下になりますが、1 款) 市町村支出金 2 項) 市町村補助金 1 目) 保険事業費補助金は、556 万 8 千円を減額しております。次に、国庫支出金につきましては、同じページの一番下になりますが、2 款) 国庫支出金 1 項) 国庫負担金 1 目) 療養給付費負担金として、さきほど、歳出で説明いたしました約 37 億円の療養給付費の補正に係る見合い分の一部として 17 億 5,345 万 1 千円を増額し、2 目) 高額医療費負担金では、所要額見込みにより 7,790

万2千円を増額しております。60 ページをお願いします。中ほどの、7款) 繰入金  
1項) 基金繰入金 1目) 後期高齢者医療事業財政調整基金繰入金については、保険  
給付費の財源として15億1,118万1千円を増額しております。以上、歳入 歳出の  
主な項目を説明いたしましたが、これらの内容につきましては、55ページから63ペ  
ージにかけて療養給付費、あるいは、高額医療費、健康診査などの見込みによる精算  
として、各款項目でそれぞれ所要の金額を増減して記載しております。また、今ほど  
説明してまいりました、議案第5号「一般会計補正予算」及び議案第6号の「特別会  
計補正予算」に係る事項別明細につきましては、現計予算との増減という形で、資料  
の65ページからの資料8に記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。  
以上が、議案第6号の説明でございます。

最後に、議案書19ページをお願いします。議案第7号「富山県後期高齢者医療広  
域連合監査委員の選任に関し同意を求める件」でございます。当富山県後期高齢者医  
療広域連合の監査委員につきましては、規約第16条第1項において2名と定められ  
ており、同第2項では、いわゆる、「識見を有する者」、及び広域連合議員のうちから、  
それぞれ1名を選任することと定められております。このたび、識見を有する者とし  
て選任されておりました、富山市在住 中田 稔夫氏が、退任されましたので、新た  
な監査委員に、射水市在住 高長 清則氏を選任いたしたく、提案するものです。高  
長氏の経歴の概要につきましては、議案書20ページのとおりであります。

以上の7案件が、2月定例会に提案いたします 議案の内容でございます。

——◇ ◇ ◇——  
協 議

○ 議長（堀内 康男君）

ただいまの説明につきまして、何か質疑はありませんか。

（吉田 修君挙手）

○ 議長（堀内 康男君）

吉田 修君。

○ 質問議員（吉田 修君）

この度、初めて富山市より選出されました、日本共産党の吉田 修でございます。  
先ほど事務局長より言われましたように、全員協議会での質問をさせていただきます。

2点ございます。昨年来の県議会、そして富山市議会あるいは高岡市議会における政務活動費の不正問題は、県民に大きな失望を与え、行政不信を増大させております。まだ終わったわけではございませんが、この特別自治体における議会の有り様についても、これもまた、県民の目から鋭く問われているのではないかと思います。従って、1つ目は議員報酬の問題であります。年額2万円、議長は4万円、副議長は3万円という額が支給されております。私は、年2回の議会で、高いか安いかという問題ではなくて、その有り様について、若干の疑念がございます。

北陸信越5県の状態を、私、電話にて、各県の調査をいたしました。細かいことは言いませんが、議員だけに限って言いますと、「年額」と決めているのが、富山、長野、新潟。石川県と福井県は「日額」という風に決めております。「日額」というのは欠席すれば出さないということであります。私は「市町村長」枠と、「議員」枠がございますが、いわゆる「市町村長」枠は職務としてご出席いただいていると思います。あるいは、「議員」枠も、各議会において選出されております。私は12月市議会で選出されたわけですが、いわゆる常任委員、特別委員会の輩出と同じように、各党に割り振りされたものと自覚しております。私は今日、参加しておりますが、市議会の委員会に出席しているような思いで出席しております。従いまして、この議員報酬の有り様を抜本的に見直すということを率直に提案したいと思います。個人としては「廃止」しても良いのではないかという思いもあります。

2つめは費用弁償の問題であります。今、一連の不正事件を踏まえて、富山市議会では、費用弁償4,000円を廃止いたしました。県内でも全国でもこの費用弁償の問題は、今、見直しが進んでおります。これも、北陸信越5件の状況を、電話によって調べました。富山県は地域により3,000円あるいは5,000円の一律支給でございます。石川、福井も定額部分と割増部分というふうになっております。長野、新潟は自宅から実費相当額、という形で、長野の場合は1キロあたり22円プラス高速料、新潟の場合は1キロあたり37円で高速料を含むと、こういう規定になっております。これもやはり、県民の理解を得られるためには、実費相当額に見直すべきではないかということ率直に提案申し上げます。いまひとつ、特に市町村長枠の議員の皆さんは、ほとんどが公用車で出席されているのではないのでしょうか。当然だとわたくしは思います。これも調べてみました。公用車を使用した場合、支給していないのは、石川県、長野県、新潟県であります。福井県は規程的には支給することになっておりますが、担当者に聞くとほとんどが辞退なさっているという実態を聞いております。この公用車の問題もあらためて検討されてしかるべきではないかという思いでありますので、事務局のお考えをお聞きしたいと思います。以上であります。

○ 議長（堀内 康男君）

それでは、事務局からの答弁を求めます。

事務局長 柴田和宏君。

○ 事務局長（柴田 和宏君）

只今、富山市選出の吉田議員からいただきました、大きく分けて二項目になろうかと思いますが、この考えにつきまして、関連性があるので、一括して答弁させていただきます。議員の報酬については、今ほどお話がありましたように、年額で議長が4万円、副議長が3万円、議員が2万円と「広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」で、規定しているわけでございます。また、費用弁償についても、同条例で「富山市、射水市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町をA地域として1日当たり3,000円、それ以外の地域をB地域として1日当たり5,000円支給する。」と規定しております。このような中、県内各市町村議会の一部において、議員の費用弁償に関して、減額・廃止等の見直しがなされていることは存じております。これらの状況を受け、広域連合としてもこの2点について「対策を講じる必要があるのでは」との吉田議員のご提案であります。主旨については十分理解できるものの、一方では、広域連合設立時、これが約10年前であります。ここで十分な検討がなされた結果であるとも考えるものであります。とは申しますものの、ご指摘の点については、事務局が主体性をもって考えなければならない事項であることは十分承知しております。このことから、新年度以降、調査・研究を進めたいと考えております。調査を進めていく上では、広域連合が全県単位の組織であることから、近隣県、あるいは本県と同等規模の広域連合の状況、さらには、富山県議会や富山県の各種審議会等、参考となる組織の情報収集に努め、場合によっては、各方面のご意見を伺うなどして対応してまいりたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

（吉田議員挙手）

○ 議長（堀内 康男君）

吉田 修君。

○ 質問議員（吉田 修君）

検討するというご答弁でしたので、ぜひご検討をお願いしたい。もちろん条例案件ですから、直ちにはならない。ぜひ7月の定例会に向けて、一定の方向性が出るよう鋭意ご検討いただきたいと思います。

- 議長（堀内 康男君）  
他に質問はありませんか。

（なし）

- 議長（堀内 康男君）  
ないようですので、これで質疑を終わります。

—◆◆◆—  
議案等の取扱いについて

- 議長（堀内 康男君）  
次に、議案の取扱いについてであります。  
議案および後期高齢者医療行政一般に関して、質問の通告を受けております。  
議案第1号から議案第6号までを、一括して説明し、質疑をおこなった後、議案第1号を起立採決に、次に議案第2号及び第3号を一括して同じく起立採決に、続いて議案第4号から第6号までを一括して簡易採決にいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

- 議長（堀内 康男君）  
次に議案第7号について、説明し、簡易採決にいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議案第7号については簡易採決とします。

—◇ ◇ ◇—  
本日の議事順序について

○ 議長（堀内 康男君）

次に、本日の議事順序について、事務局より説明願います。

○ 事務局長（柴田 和宏君）

それでは、お手元の議事日程をご覧ください。

本日の議事順序は、日程第1として議席の指定、日程第2として会議録署名議員の指名、日程第3として会期決定の件、日程第4として副議長の選挙、日程第5として議案第1号から議案第6号までを上程し、提案理由の説明、質疑、討論、採決を行います。次に、日程第6として議案第7号を上程し、提案理由の説明、採決を行います。以上です。

○ 議長（堀内 康男君）

ただいまの説明に対して何かございませんか。

（なし）

—◇ ◇ ◇—  
閉

会

○ 議長（堀内 康男君）

ないようですので、以上をもちまして全員協議会を終了いたします。

午前10時50分 閉会